

# 水害・土砂災害への備えに関する 要配慮者利用施設の管理者向け説明会

## ～避難勧告等の発令について～



宮城県総務部危機対策課  
平成29年2月

### 自治体の発令する避難情報

各自治体では、災害の危険が高まったときに、避難情報を発令しますので、その際には、速やかに避難行動をとるようお願いします。

なお、平成28年12月26日から、避難情報の名称が下記のように変更されています。

危険度	旧名称	新名称	取るべき行動(避難行動)
危険度 大	避難準備情報	避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難を開始。</b></li> <li>・その他の人は、気象情報に注意しながら、避難の準備を整える。</li> </ul>
	避難勧告	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所等へ<b>速やかに避難を開始。</b></li> <li>・避難場所等への避難がかえって危険な場合、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>
	避難指示	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難していない場合は<b>緊急に避難する。</b></li> <li>・避難場所等への避難がかえって危険な場合、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>

# 要配慮者の避難の実効性の確保

平成29年1月31日、内閣府の作成する「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、要配慮者の避難の実効性を高めるための方策として、下記の事項が示されました。

## 避難行動の原則

- ・要配慮者利用施設の管理者は、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、災害計画を策定する。
- ・要配慮者は避難に多くの時間を要するため、要配慮者利用施設の管理者は、避難先への移動にかかる時間も考慮しながら、防災気象情報を自ら把握し、早めの避難行動を開始する。

## 要配慮者の避難

- ・在宅の要配慮者については、避難行動要支援者名簿を活用し、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援体制を構築する。

# 指定緊急避難場所と指定避難所

各市町村では、住民の方々が災害の危険から逃れるため、危険がなくなるまでの間滞在するための場所として、緊急避難場所や避難所を定めています

施設の近くのどこに緊急避難場所や避難所があるのか、どのようなルートで避難するのか、平時から確認しておくことが必要です。

## 指定緊急避難場所



JIS Z 8210-6.1.5より引用

## 指定避難所



JIS Z 8210-6.1.4より引用

相互に兼ねることができる

災害の危険から緊急的に逃げる場所で、災害の種別毎に指定される。命を守るためにすぐ避難できる場所。

災害の危険性があり、避難してきたり、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。